

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）9月25日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表1の1の項並びに別表2備考3及び備考4中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

生活保護法の一部改正により、被保護者に対して進学準備給付金を支給する制度が創設されたこと等に伴い、生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務を新たに個人番号を利用することができる事務に加える等のため、本案を提出する。